

HINACHI

比奈知保育園

名張市下比奈知 1527番 1
TEL 0595-68-2023
FAX 0595-68-5455
E-mail hinaho@asint.jp



法人の理念

子どもたちの伸びゆく可能性と笑顔あふれる未来のためにサポートする

比奈知保育園の目標

自分を大切にし、自分の想いを出して意欲的に生活していける子ども

保育・子育て支援

- ・ 生後6ヶ月から保育します
- ・ 働くおうちの方の子育て支援をしています（延長保育、一時預かり事業）
- ・ 栄養バランスのとれた温かい手作り給食です
- ・ おうちの方との交流やふれあい活動を行っています
- ・ 地域の子育て支援をしています（なかよし広場、子育て相談など）



玉ねぎ収穫



四季折々の自然にふれ
ちがいを認めあい
人とのつながりを
大切にしていきます



茶道教室



おともだちと



そにっこ体験



泥んこ遊び



運動会



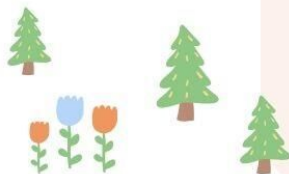
サッカー教室



給食

保育内容

- ・ 自然の中で遊びのびのび遊び、自然に親しみ、驚きや感動を味わいます
- ・ 同年齢や異年齢の友だちと遊びながら人との関わりや繋がりを知り、共に育ちあいます。
- ・ 色々な行事を通してみんなで体験することを味わいます。
- ・ 地域の方々とのふれあいを大切にします。
（サッカー教室、茶道教室、英語教室、絵本の読み聞かせ会、比奈知文化センター交流、高齢者サロン交流など）



比奈知保育園について

1. 利用施設

施設 の 名 称	比奈知保育園
施設 の 所 在 地	名張市下比奈知1527番1
連 絡 先	電話番号 0595-68-2023

2. 職員の設置状況

職 種	員 数	常 勤	非常勤	備 考
園 長	1	1	0	
主任保育士	1	1	0	
保 育 士	14	9	5	
調 理 員	3	3	0	
その他の職員	9	1	8	

*職員数は、実際の受け入れ児童数等により変動することがあります。

3. 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝日は休園となります。

4. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

7時15分から18時15分まで（土曜日は18時まで）の範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時15分までの範囲内で、延長保育を提供します（土曜日を除く）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時15分から8時30分まで及び16時30分から19時15分まで（土曜日は18時まで）の範囲内で、時間外保育及び延長保育を提供いたします。

5. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。（0・1・2歳児）

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

①特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費分）

	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
給食費	主食費（3・4・5歳児） 副食費（3・4・5歳児）	1,500円/月 5,100円/月（免除対象者がいます）
教材費	保育に必要となる教材 （画用紙、折り紙等）	100円/月（0・1・2歳児） 200円/月（3・4・5歳児）
保育用品代	保育に必要となる用品 （帽子、クレパス、はさみ、のり等）	実際に要した費用（実費）
絵本代	絵本購入（2・3・4・5歳児）	実際に要した費用（実費）
保護者会費	保護者会運営費	400円/月
親子遠足積立	親子遠足旅費等の積立金	1,500円/月（4～9月）
紙おむつ・パンツ代	着替え用のパンツ等がない場合、衛生面に考慮し、園で用意したものを履いていただきます。	紙おむつ代50円 パンツ代300円

②時間外保育及び延長保育に係る利用者負担金

名張市が定める利用者負担金の額とする。

6. 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、囑託医又は保護者の指定する園児のかかりつけ医療機関、及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

7. 非常災害対策

非常災害に備え、消防計画を作成し、防火管理者を定めるとともに、避難及び消火の訓練や不審者対策訓練を定期的に実施します。

8. 虐待の防止のための措置

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。